

学会賞表彰規程細則

第1条 本細則は表彰規程の円滑な運用を図るために定める。

第2条 「学術賞」、「奨励賞」の選考対象は、表彰を行う年度の12月末日から遡及して2年以内に刊行された研究業績とする。「学会誌賞」の選考対象は、『農業経済研究』の場合、表彰を行う年度の前々年度第4号から前年度第3号までに掲載された論文とし、『Japanese Journal of Agricultural Economics』の場合、表彰を行う年度の前々年度の論文とする。

2. 「学術賞」、「奨励賞」、「学会誌賞」の選考対象には共同研究（共著）を含む。ただし共同研究が授賞の対象となる場合は、規程第2条の授賞対象の人数としては1名と数える。

「ポスター賞」の選考対象には共同研究を含めるが、授賞対象者は筆頭報告者1名とする。

第3条 「学術賞」・「奨励賞」における規程第2条の本学会在籍期間、及び「奨励賞」における規程第2条の年齢は、表彰前年の12月末日で数える。

2. 「ポスター賞」における規程第2条の年齢は、ポスター報告の実施日で数える。

第4条 会員による「学術賞」及び「奨励賞」の候補者の推薦期日は表彰前年の12月末日とする。

第5条 「学術賞」、「奨励賞」の推薦者は、推薦状とともに、被推薦者の主要業績一覧、履歴書、対象となる研究業績7部とその要旨（2,000字以内）を総務担当副会長に提出しなければならない。

第6条 学術賞・奨励賞選考委員会は、必要に応じ会員の中から選考に関する助言を求めることができる。

第7条 「学術賞」、「奨励賞」、「学会誌賞」の決定は、理事会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第8条 「学術賞」、「奨励賞」、及び「学会誌賞」の副賞は金一封とし、「学術賞」は一件5万円、「奨励賞」及び「学会誌賞」は一件3万円とする。「ポスター賞」の副賞は記念品とする。

第9条 「学術賞」、「奨励賞」に関する事務は、学会賞・国内学術交流担当常務理事が担当する。「学会誌賞」に関する事務は、和文誌編集担当常務理事が担当する。ポスター賞に関する事務は、企画担当常務理事が担当する。

第10条 「ポスター賞」表彰規程の細則については、別に定める。

第11条 本細則の改正は理事会で決定する。

附則

本細則は2002年3月29日から施行する。

附則

本細則は2010年3月27日から施行する。

附則

本細則は2016年3月28日から施行する。